

商標法の保護対象に追加する商標のタイプについて

平成 24 年 6 月

I. 総論

近年のインターネットの急速な普及や経済のボーダーレス化による国境を越えた多様な経済活動等により、企業等が取り扱う商品・役務の販売戦略が著しく変化しており、このため、販売戦略等において用いられる商標についても、文字や図形等からなる伝統的な商標のみならず、動きや音等からなる新しいタイプの商標が用いられるようになってきている。

特に、グローバルに事業展開を行っている我が国企業においては、①言語を超えたブランドメッセージの発信手段（例えば、今後巨大市場と見込まれる電気自動車の起動画面や起動音の差別化対策、インターネットにおける動く商標や音の商標の活用等）や、②グローバル市場における有効な模倣品対策（例えば、税関でのチェック対象としてのホログラム商標の活用や文字によらない特徴的な部分の模倣を防ぐための色彩の商標の活用等）として、海外において新しいタイプの商標の登録を得ている事例も少なくなく、新しいタイプの商標に対する保護のニーズが現実存在している。

このような状況下、諸外国においては、新しいタイプの商標を保護する動きが広がりつつあり、また、商標出願手続の国際調和及び簡素化のための条約である商標法に関するシンガポール条約においても、新しいタイプの商標の出願時の細則を新たに定めるなど、新しいタイプの商標の保護は国際的な趨勢となっている。

このような国内外の状況を踏まえ、新しいタイプの商標についての制度整備に取り組むことが必要となっている。

1. これまでの検討経緯**(1) 「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」報告書（平成 21 年 10 月）**

報告書は、商標法による保護対象に追加する商標のタイプについて、その権利範囲を明確に特定し得るものに限る必要があるとして、以下のとおり整理した。

商標権は排他独占的な権利であり、その権利範囲が明確に特定される必要があることから、国際的な議論等も踏まえ、以下の商標を保護対象に追加することが適切。

- ①動きの商標：図形等が時間によって変化して見える商標
- ②ホログラムの商標：図形等が見る角度によって変化して見える商標
- ③輪郭のない色彩の商標：色彩のみからなる商標
- ④位置商標：図形等が常に商品等の特定の位置に付される商標
- ⑤音の商標：音楽、音声、自然音等からなる商標

なお、香り・におい、触感、味等の商標は、権利範囲を明確に特定することが困難であること等を踏まえ、保護対象には追加しないことが適切。

(2) 商標制度小委員会における議論

①第25回商標制度小委員会（平成24年2月）

第25回商標制度小委員会においては、新たな国際情勢や今後の各国の制度・運用の進展の可能性を踏まえ、商標法の保護対象に追加する商標のタイプについて、香り・におい・触感・味等の商標についても、その保護の在り方について引き続き検証をしていくこととした。

②第27回商標制度小委員会（平成24年5月）

第27回商標制度小委員会においては、どのタイプの商標を保護の対象として追加するかについて、引き続き検討する必要があるとした上で、「商標」の定義の見直しに関しては、商標法第2条第1項の「商標」の定義を包括的な規定とし、その対象が広がりすぎることのないように識別性を追加する方向性が提示され、同委員会においてその方向性について概ね了承が得られたところである。

2. 問題の所在

我が国の商標法は、商標の定義において「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」と規定しており、動きや音等からなる新しいタイプの商標は保護の対象としていない。

他方、第27回商標制度小委員会において、商標法第2条第1項の「商標」の定義を包括的な規定とする方向性が示されているところ、仮に、そのような規定方法を採用すれば、商標法上の「商標」の対象は限定されず、あらゆるタイプの商標の出願が想定され得る。

商標法の保護対象とすべき商標のタイプの検討にあたり、「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」の商標の他、特にこれまで商標制度小委員会では詳細な議論がなされていなかった、香り・におい、触感、味等の商標（以下「におい等の商標」）についても、(1) 出願書類等において商標をどのように明確かつ正確に表し、商標権の範囲を確定させるか、また、それを第三者が公報等によっていかに明確に把握できるようにするか、(2) これらの商標について商標登録するためにどのような審査が求められるか、といった点についての検討が必要となる。

また、「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」の商標の特定方法や登録要件については、これまで商標制度小委員会においても検討が重ねられてきたところであるが、今回、保護対象とすべき商標のタイプを検討するにあたり、「におい等の商標」との整合等も含め、再度、検証を行う必要がある。

3. 海外主要国の状況

米国、豪州においては、商標の定義上、あらゆるタイプの商標が保護可能とされており、香り・においの商標、触感の商標といった視覚で認識できない商標についても、商標の説明文等において、その内容を明確に記載させた上で審査が行われている。また、極めて少数ではあるが、香り・におい、触感の商標の登録例が存在する。

欧州においては、法令上はあらゆるタイプの商標が保護対象とされ得るが、商標の定義規定において写實的に表現することが求められており、現行では、においの商標等については、写實的な表現の要件を満たさないとして、出願されても拒絶する運用がなされている。

韓国においては、2012年3月、音・においの商標等を新たに保護対象として追加したが、音・においなど視覚で認識することができない商標については、商標の定義において写實的に表現することが求められている。

4. 今後の検討にあたっての基本的な考え方

商標法は、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図るべく、登録制度のもとで、商標に独占排他権を与えることでその信用を保護し、これによって商取引の秩序の維持を図るものであるから、同法において保護を受ける商標の権利範囲や登録のための要件は、明確かつ適切なものである必要がある。

新しいタイプの商標の保護制度を導入することにより出願が想定され得る商標についても、それを担保すべく、具体的な措置として、①出願書類等における商標の明確な記載方法、②登録された商標の範囲及びその適切な公示方法、③識別力等の登録要件、④先行商標との類否判断等を検討する必要がある。

上記の点については、諸外国の制度や運用の調査結果等を踏まえ、後述（資料2）のとおり、願書に記載される商標の内容が、明確かつ十分に記載されることを登録の要件とすること、識別力等の登録要件を厳格に運用すること、さらに、商品又は役務の本来的な機能を確保するために用いられるに等しい独占に適さない商標については登録を認めないこと等の規定の整備を行うことにより、商標のタイプを限定することなく、においの商標を含む新しいタイプの商標全般について、商標法の保護の対象とすることが可能と考えられるのではないかと。

なお、識別力といった登録要件の運用等、具体的な審査実務については、商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を進めることとする。